

## 教育旅行誘致事業業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

教育旅行誘致事業業務委託

### 2. 適用範囲

本仕様書は、公益社団法人 奈良市観光協会（以下「発注者」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

### 3. 本業務の目的

本業務は、奈良市（以下「本市」という。）への教育旅行（修学旅行・校外学習等）の誘致を目的とし、主に首都圏の教育機関が実施する教育旅行の実態を調査・分析することにより、本市における滞在時間の延長、宿泊校数および宿泊者数の増加を図るものである。

また、これらに伴う観光消費額の増大、および発注者が制作した教育旅行に関するコンテンツや媒体等の普及を目的とする。

### 4. 予算概要

金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 5. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

### 6. 業務の内容

#### （1）首都圏における教育機関の教育旅行実態調査・分析

首都圏に所在する教育機関を対象に、教育旅行の実態把握および戦略設計のための調査を行う。具体的な調査項目については、専門的知識及び経験に基づき、発注者に提案すること。また、現状の分析と課題を明らかにし、将来的な奈良への教育旅行に対し、意欲・関心を持って調査に協力できるよう、創意工夫をすること。調査方法等の詳細については、契約締結後、発注者との協議により決定すること。

#### ① 調査対象

各種教育機関（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）とし、詳細は発注者と協議し決定する。

#### ② 調査方法

各種教育機関の教育旅行担当者（教務主任・学年主任等）に対し、直接訪問またはオンライン等の方法で調査を行うとともに、本市への誘致にあたっての課題・障害についてのヒアリングを実施し、報告すること。

#### ③ 調査・分析内容

（ア）修学旅行の実施状況（方面・泊数・時期等）

（イ）奈良採用の有無とその理由

（ウ）意思決定プロセス（教員・学校法人・旅行会社）

（エ）学校タイプ別の特徴（進学校・宗教系・附属校等）

(オ) 重視項目（探究学習・安全性・独自性・費用等）

(カ) ナイトプログラムのニーズ

(キ) SDGs や地域課題解決をテーマとした探究学習プログラムへの関心度

(ク) 今後の本市への宿泊予定

#### ④ ターゲット校の選定

①から③の作業結果の調査・分析などを行ったうえで、発注者と協議しながら、教育旅行誘致の重点ターゲットとすべき教育機関を 10 校程度選定し、継続的に情報提供・実態調査を行うための施策を実施すること。

#### ⑤ 個別教育機関への訪問・紹介

④において明確化したターゲットとなる教育機関をピックアップし、発注者による直接的な誘致活動を行うため、訪問先となる教育機関へのアポイント取得後、発注者と同行して訪問を行い、発注者へ教育機関を紹介し、面談の機会を設けること。本件については、5 校以上の紹介を要するものとする。

#### ⑥ データベース化

①から⑤のプロセスにおいて得られた各教育機関の基本情報、調査・ヒアリング結果、アプローチ履歴、本市への関心度や課題、今後の修学旅行実施予定（時期・方面等）等の情報を集約し、次年度以降も発注者が継続的な誘致営業活動に活用できるよう、一元管理された電子データベース（Excel 等、発注者が指定する形式）を構築すること。

### (2) ファムトリップの企画・実施

奈良市の教育旅行コンテンツの理解促進および採用意欲向上を目的とした 1 泊 2 日のファムトリップを実施すること。

#### ① 対象

各種教育機関の教育旅行担当教諭等とする。なお、参加者は発注者と協議の上、決定すること。

#### ② 経費の負担

ファムトリップの催行に係る経費（行程中の移動交通費、宿泊費、食事代、見学・体験料、添乗・同行人件費等）は、原則として委託料に含めるものとする。

#### ③ 運営・安全管理

旅行業法等の関係法令を遵守し、必要な手配・管理を適正に行うこと。

### (3) 閑散期滞在に伴う若草山夜景観賞バスの運行特典の実施・調査

教育旅行において、奈良市に宿泊する教育機関に対し、特典として若草山夜景観賞バスを運行し、参加者に感想や評価、意識などのアンケート調査を行うこと。

#### ① 対象

令和 8 年 12 月から令和 9 年 2 月に教育旅行にて奈良市に宿泊する学校 10 校程度

#### ② 車両の手配

運行車両は、車両の点検整備及び各種税、保険料等の支払いを含む適正に管理された車両を調達し、運行すること。

### ③ 運行管理・安全対策

運行にあたっては、関係法令を遵守し、乗客の安全第一を徹底すること。また、荒天等によりバスの運行や夜景観賞が困難と判断される場合の代替対応策を予め想定し、発注者と協議しておくこと。

#### (4) 発注者との調整・報告

- ① 受注者は契約締結後、本業務に関する具体的な活動内容、実施スケジュール、目標値、工程等を記載した「実施計画書」を発注者に提出すること。
- ② 受注者は毎月1回、各種活動内容を月次報告書として提出し、進捗について報告するものとする。
- ③ 「実施計画書」に記載した目標値について、履行期間中の達成が困難と見込まれる場合、受注者は速やかに発注者へ報告し、達成状況の改善に向けた対応策を協議し、必要に応じて「実施計画書」の変更を講じるものとする。

#### (5) 事業完了の報告等

- ① 全ての業務終了後、業務完了報告書を速やかに提出すること。
- ② 各種業務の結果を定量的に分析し、業務統括、目標達成度の評価、今後の改善提案について記載すること。

#### (6) その他

本業務は令和8年度に実施するものであり、教育旅行を実施する年度は問わないものとする。

## 7. 業務の目標

- (1) 実態調査・分析件数については、200件以上を目標とする。
- (2) 上記(1)に基づく、今後の誘致活動に活用可能な「首都圏教育機関データベース」の構築。
- (3) その他目標値(KPI)
  - ① ファムトリップ参加者：10名～15名程度
  - ② 首都圏教育機関からの新規獲得校については、受注者の提案に基づき、別途協議の上決定する。

## 8. 業務体制

(1) 本業務全体の企画及び運営の責任者として1名配置し、業務遂行管理及び連絡調整等の統括業務を行うこと。責任者は発注者の現状や特色、各種施策・制度を理解し、業務を遂行する能力を有した者を配置すること。

(2) 契約期間中は、本事業の進捗管理及び発注者と情報共有を随時行える体制を整備し、会議等の調整を速やかに行える体制を整えること。

## 9. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて打合せ協議を実施すること。また、議事録を作成し、次の打合せ協議までに発注者にデータで提出すること。

## 10. 成果品

本業務の実施にあたり、成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書：2部
- (2) 調査分析レポート（首都圏教育機関）
- (3) 教育旅行誘致データベース
- (4) ファムトリップ実施報告書
- (5) 若草山夜景観賞バス実施報告書
- (6) その他業務実施にあたって制作した成果品

※上記成果品は、指定の部数の印刷物（紙媒体）に加え、編集可能な電子データを、発注者が指定する電磁的記録媒体（USBメモリ等）に保存して納品すること。

## 11. 業務上の留意事項

受注者は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

### (1) 基本事項

- ① 業務の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 業務の実施にあたり、受注者は発注者と十分に協議及び連携し、その指示及び監督を受けなければならない。
- ③ 業務の実施に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金以外の費用を負担しない。
- ④ 本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、双方協議の上、発注者の指示に従うものとする。

### (2) 再委託

- ① 業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に対して届出を行い、承認を得ること。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の業務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

### (3) 著作権

- ① 本件成果品の一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、納品をもって発注者に移転し、発注者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 発注者は、本件成果品を自由に加工、編集及び二次利用（観光振興を目的とした媒体への掲載等）のできるものとする。
- ④ 本業務の見積金額は、上記の利用条件も踏まえ、積算書を示した上で算出すること。

⑤ 成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこととする。

(4) 契約不適合責任

業務完了後、成果品に不良箇所が発見された場合は、受注者の責任において無償で修正を行うものとする。

(5) 守秘義務

受注者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。

(6) 個人情報の保護

本業務の実施にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。